

## 広島文教女子大学における進級に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、広島文教女子大学学則第49条の2の規定に基づき、2年次から3年次への進級に関する事項を定めるものとする。

### (進級要件)

第2条 2年次から3年次への進級には、2年次学年末における総修得単位数が次の各号を同時に満たしていなければならない。

(1) 教養教育科目の単位を8単位以上修得していること。

(2) 専門教育科目の単位を36単位以上修得していること。

2 前項の要件に満たない学生は、2年次に留める。

3 前2項に関わらず、転学科した者及び長期履修学生にあつては、個別に審議するものとする。

### (進級の判定)

第3条 進級の判定は、教務委員会で審議し教授会の議を経て、学長が決定する。

### (通知)

第4条 進級の可否についての通知は、決定後速やかに行う。

### (異議申し立て)

第5条 学生が、3年次への進級の判定結果について異議がある場合は、所定の期日までに学長に申し立てを行うことができる。

2 前項の異議申し立てができるのは、成績評価に関することとし、当該評価が変更になることにより、第2条第1項の要件を満たす学生とする。

3 異議申し立てた学生の進級の再判定は、申し立ての内容を踏まえて、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学長が決定する。

### (事務)

第6条 進級に関する事務は、学園統括部学生サポート課において処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、進級に関する必要な事項は、大学運営協議会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

### 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者にあつては、改正後の広島文教女子大学における進級に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第2条第3項については、平成27年度入学者から適用する。